

（策定年月日） 令和元年6月10日
 （協議会名称） 新城市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

新城市においては、市域や旧市町村を跨いで運行するJR飯田線をはじめとした幹線、それらの幹線と各地域を結ぶSバス（市営バス）の支線、その他、タクシーや本市と名古屋市を結ぶ高速バス新城名古屋藤が丘線によって、公共交通網が形成されている。

これらの公共交通網を形成するにあたり、平成20年2月に、住民にとって利便性が高く、かつ効率的な運行の構築を目的とした「地域公共交通総合連携計画」を策定した。これに基づき、平成20年度から22年度に地域公共交通活性化・再生総合事業を実施し、この一環として、本事業の対象路線となるSバス西部線、塩瀬線及びつくであしがる線の実証運行を開始した。平成23年度からは本格運行に移行し、学生の通学や高齢者の移動手段の確保を考慮したルート変更を随時行ってきた。

平成29年3月には「新城市地域公共交通網形成計画」を策定し、市民が利用しやすく持続可能な公共交通を確保・維持していくため、公共交通網の整備を進めている。

作手地区においては、Sバス守義線及びつくであしがる線を運行しているが、便も少なく路線が地区全域を網羅できていないことから、利便性が高い移動手段となりえておらず、利用者は他の路線と比べても低い水準にあるといえる。一方で作手地区内の高齢化率は45%となっており、今後マイカーを運転できず、日常生活における移動に支障をきたす高齢者が増加していくことが予想されることから、地域に適した効果的・効率的な移動サービスとして新たに区域運行型のデマンド交通「(仮称)つくでデマンドバス」を開始する。

この事業により、Sバス西部線、塩瀬線、つくでデマンドバスを確保・維持することで、地域住民の通学、通院、買い物等の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

本市の高齢化率は35.47%で高齢化と人口減少に歯止めがかからない。このため、大幅な利用者増を見込むことは難しいものの、地域へバス路線の現状を周知し、バスへの理解及び関心を深めてもらい、バス利用者の満足度を向上させることで利用者増に繋げていきたい。

このため、新城市地域公共交通網形成計画では、利用者数、収支率に加えて、利用者のバスに対する満足度を数値化し、評価に用いることとしている。これは、1.0を基準値（普通）とし、不満を0.8、満足度を1.2として、その範囲内で変化する値をもって満足度を量ろうとするものである。この満足度調査はSバス全線で実施しており、この数値を27年度の実績をベースとして、前年度比+0.01していくことを目標とする。また、利用者数、収支率については、小中学生の利用分を除いた数値を同様に、前年度比1.01倍とすることを目標とする。

そして、利用者数の減少が著しい路線や満足度の低い路線に対しては、重点的かつ積極的に地域と体制の構築を行い、路線や運行方法の見直し等も含めた改善についての協議を行い、利用しやすい路線としていきたい。

新たに運行開始となるつくでデマンドバスについては、守義線及びつくであしがる線を合算した平成27年度実績数値をベースとして、満足度は前年度比+0.01を、利用者数及び収支率については前年度比1.01倍とすることを目標とする。

下表は、3路線における各項目の目標値である。

■ 27年度実績

利用者数（人）			収支率（%）			満足度数		
西部線	塩瀬線	つくでデマンドバス	西部線	塩瀬線	つくでデマンドバス	西部線	塩瀬線	つくでデマンドバス
3,480	1,607	5,228	7.27	3.62	5.50	1.04	1.14	1.15

■目標値

路線名	利用者数（人）			収支率（％）			満足度数		
	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
西部線	3,658	3,694	3,731	7.64	7.72	7.79	1.09	1.10	1.11
塩瀬線	1,689	1,706	1,723	3.80	3.84	3.88	1.19	1.20	1.21
つくでデマ ンドバス	5,495	5,550	5,605	5.78	5.83	5.89	1.20	1.20	1.20

※利用者数（人）、収支率（％）は小中学生の利用分を除く

（２）事業の効果

○西部線

この路線周辺には他に公共交通がないため、西部線を維持することで沿線（17,040人）の高齢者の買い物や通院、高校生の雨天時等の通学の足として必要不可欠な移動手段が確保される。さらに、買い物や通院の足として利用されることで、外出の促進・地域活性化にも繋がる。

○塩瀬線

この路線周辺には他に公共交通がないため、塩瀬線を維持することで沿線（1,485人）の高齢者の買い物や通院、中学生・高校生の通学の足として必要不可欠な移動手段が確保される。さらに、買い物や通院の足として利用されることで、外出の促進・地域活性化にも繋がる。

○つくでデマ ンドバス

この路線周辺には他に公共交通がないため、区域運行型のつくでデマンドバスを運行することで沿線（2,435人）の高齢者の買い物や通院の足として必要不可欠な移動手段が確保されるとともに、基幹バスとの乗り継ぎを容易にし、家族への送迎の依存解消にも繋がる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- 地域・行政・交通事業者で公共交通を支える体制を構築するため、地域での意見交換を実施する。【新城市・地域住民・交通事業者】
- 鉄道や路線バスも含めた公共交通ネットワークが一目で分かる総合マップを作成し、市内全戸配布を行う。【新城市・交通事業者】
- GTF Sデータ作成による google へのダイヤ情報掲載や「マイマップ」の作成及び配布を行う。【新城市・交通事業者】
- バス乗車体験イベントや出前授業の実施により、認知度向上と利用促進を図る。【新城市・交通事業者】
- 市内の若者と連携し、バスの周知用冊子を作成する。【新城市・地域住民】
- バスの利用方法などについて、各地区の会合等に出向き説明を行う。【新城市・地域住民】

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
新城市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
豊鉄タクシー株式会社 新城市
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
17. 協議会の開催状況と主な議論	
令和元年6月10日（令和元年度第1回） 新城市地域公共交通会議 ・新城市地域内フィーダー系統確保維持計画について協議	
18. 利用者等の意見の反映状況	
<p>市内に10ある地域協議会との協議を行い、路線の再編や利用促進について意見を聴取している。</p> <p>新城市地域公共交通会議の構成員として利用者代表の方3名（座長を含む）に参画していただき、会議の場で利用者の立場からの意見を聴取している。</p> <p>毎年度、職員がバスに乗り込み、バス満足度調査を実施し、利用者のニーズを把握し、バス運行に反映させている。</p>	
19. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	愛知県都市整備局交通対策課 愛知県新城設楽建設事務所維持管理課
関係市区町村	新城市長 新城地区自治振興事務所長 鳳来地区自治振興事務所長 作手地区自治振興事務所長
交通事業者・交通施設管理者等	豊鉄バス株式会社 豊鉄タクシー株式会社 新城交通有限会社 愛知県警新城警察署
地方運輸局	中部運輸局愛知運輸支局
その他協議会が必要と認める者	名古屋大学大学院教授 バス利用者代表 公益社団法人愛知県バス協会 豊橋鉄道労働組合 新城市社会福祉協議会 新城市老人クラブ連合会 新城市立千郷小学校PTA

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）愛知県新城市字東入船115番地

（所 属）新城市役所総務部行政課公共交通対策室

（氏 名）池田 一晃

（電 話）0536-22-9901

（e-mail）kotsu@city.shinshiro.lg.jp